

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

＜施策の基本的方向＞ 5 関係機関、団体等との連携の促進等

取組	平成27年度実施事業		担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
<p>(1) 関係機関による連携体制の強化</p> <p>今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」(平成19年2月に設置)を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 ・関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況調査を実施すると共に担当者会議を開催した。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っての機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議を開催した。(シンポジウムを開催)</p> <p>■関係機関の取組 ・人権相談に取り組んでいる行政機関、公益法人、NPO等の連携の強化・円滑化を図るため、人権相談機関ネットワークを運営するとともに、相談員等の情報交換やスキルアップのための「おおさか相談フォーラム」を開催した。 ・精神保健福祉センターにおける相談診療 大阪府こころの健康総合センター診療課においてDV被害者等の相談・診療を実施した。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 ・関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況調査を実施すると共に担当者会議を開催。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っての機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議を開催。</p> <p>■関係機関の取組 ・人権相談に取り組んでいる行政機関、公益法人、NPO等の連携の強化・円滑化を図るため、人権相談機関ネットワークを運営するとともに、相談員等の情報交換やスキルアップのための「おおさか相談フォーラム」を開催する。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p> <p>健康医療部 こころの健康総合センター</p>	<p>16</p>
<p>(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援</p> <p>府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行います。また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行った。</p> <p>■市町村配偶者からの暴力対策所管課(DV相談担当者)ブロック別連絡会の開催(7ブロックに分け実施)【再掲】</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行う。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催【再掲】</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	<p>16</p>
<p>(3) 民間団体との連携</p> <p>今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託するとともに、民間シェルターを利用している被害者に対し必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップに向けた研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。</p>	<p>■民間シェルターへのカウンセラー派遣 ・被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣し、心のケアを行った。</p> <p>■市町村担当者の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】</p> <p>■性暴力被害者支援ネットワークの構築・強化 ・性暴力被害の潜在化・深刻化を防止するために、平成27年2月に策定した「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」を活用し、大阪府内の産科救急医療機関に参画を求め、SACHICOを中核とした「性暴力被害者支援ネットワーク」を構築した。</p>	<p>■民間シェルターへのカウンセラー派遣 ・被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣し、心のケアを行う。</p> <p>■市町村担当者の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】</p> <p>■性暴力被害者支援ネットワーク事業 ・平成27年度構築した性暴力被害者支援ネットワークについて、支援スキル向上・知見の共有のため連携・協力会議を開催するなどし、体制の強化・拡大を図る。また、当該ネットワークの周知に努める。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター</p> <p>政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課</p>	<p>16</p>
<p>(4) 苦情への適切な対応</p> <p>相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。</p>	<p>■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見書聴取し、必要に応じ業務改善を図った。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図った。</p>	<p>■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見書聴取し、必要に応じ業務改善を図る。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター</p>	<p>17</p>
<p>(5) 調査研究の推進等</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における配偶者暴力の現状や府民の意識、配偶者暴力が被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めます。 また、配偶者からの暴力の加害者への対応については、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等が行われるよう国へ要望します。</p>	<p>■調査研究 ・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。</p> <p>■DV被害母子支援事業 ・DV被害者に同伴して保護される子どもはDVの目撃により心に傷を負うだけでなく(面前DV)、子ども自身も身体的・性的虐待等を受けている割合が高い。これらの子どもは単なる同伴者という位置付けではなく、被虐待児の視点での支援が必要であることから、DV被害者本人のみならず、同伴される子ども、母子関係にも着目した切れ目ない支援体制の仕組みを検討し、面接ツールの作成、生活応援連携シートの作成など、効果的なDV被害母子支援のあり方の提案等を行った。(内閣府「地域少子化対策強化事業」)</p> <p>■性暴力に係る証拠物採取対応マニュアルの作成 ・性暴力被害者が早期に適切な支援を受け、採取された証拠物が証拠能力を有し、性暴力加害者の早期検挙につながるよう、証拠物採取・管理方法などのマニュアルを作成し、公表した。</p>	<p>■調査研究 ・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努める。</p> <p>■性暴力に係る証拠物採取対応マニュアルを活用した支援ネットワークの強化 ・平成27年2月、法医学者、大阪府、SACHICO、大阪府警察、大阪地方検察庁、大阪産婦人科医会などで構成するワーキングチームで作成した、「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」を活用し、大阪府内の医療機関に協力を依頼、性暴力の被害者支援のネットワークを強化することにより、性暴力の被害の潜在化・深刻化を防ぐ。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>福祉部 女性相談センター</p> <p>政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課</p>	<p>17</p>